

2021（令和3）年度第1回（通算第26回）（定時）評議員会議事録

一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2021年6月20日（日） 13時～13時45分
2. 場 所：Zoomにより実施
3. 出席評議員：（評議員会会長）中川淳司、（評議員）青木清、岡本（大島）美穂、岡野正敬、織田有基子、柏木昇、桐山孝信、久具（古城）佳子、佐藤哲夫、須網隆夫、中谷和弘、宮野洋一
出席理事：（代表理事）兼原敦子、（事務局長）古谷修一
出席監事：なし
陪席：（事務補佐）藤澤巖、堀口健夫、北村朋史

4. 議事要旨

開催に先立ち、定款第22条1項に基づき定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く11名の評議員が参加していることから、議決に加わることのできる評議員14名の過半数（8名）が出席していることが確認された。つづけて、前回2020（令和2）年度第3回（通算第25回）評議員会（臨時）の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 2021年度研究大会に関する件

兼原代表理事より、資料に基づき、2021年度研究大会の開催形態について、以下のように報告がなされた。前回評議員会での報告の通り、2021年2月21日開催の理事会の時点においては、研究大会に関する作業部会の報告書に基づき議論を行い、全面オンライン方式への切り替えの可能性を含みつつ、オンサイト（ハイブリッド）方式で開催することを予定していたこと。しかし、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の不確定な状況およびワクチン接種の遅れなどを勘案した結果、2021年5月30日開催の理事会において、同作業部会より全面オンラインでの開催とする最終提案が提出され、理事会としてこれを承認したこと。現在、同作業部会を中心にオンラインでの研究大会の開催につき準備を進めており、次回7月11日開催の理事会で詳細を決定する予定であること。会員に対しては、6月3日に学会HPにおけるアナウンスにて、全面オンラインでの開催を周知したこと。

評議員より、2021年度研究大会の実施態様について質問があった。兼原代表理事より、方向性はさだまりつつあるものの、詳細は7月理事会で決定予定であり、現時点では回答は控えたいとの説明がなされた。

2 国際法外交雑誌120巻特集企画に関する件

兼原代表理事より、資料に基づき、COVID-19の特集号である国際法外交雑誌第120巻

1・2号の合併号につき、その後の進捗状況について報告がなされた。原稿の多くは既に完成しており全体として編集作業が進んでいること、及び、国際法、国際私法、国際政治・外交史から、1本ずつの論文を学会 HP に全文掲載する予定であるとの説明がなされた。

中川評議員会会長より、HP に掲載する論文は決定しているかどうか質問があった。兼原代表より、雑誌編集委員会内では既に検討済だが、ご執筆の進捗状況への考慮もあり、ここでは具体的な論文名を明らかにできないとの回答があった。

3 小田滋賞に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、今年度の小田滋賞の審査の進捗と今後の予定について、以下のように報告がなされた。今年度より研究大会にて表彰を行うスケジュールに変更されたため、例年とは異なり本年はまだ予備審査を終了した段階であること。例年以上に応募論文が多く計 23 本の論文が寄せられたこと。国際関係法教育委員会による予備審査の結果、国際公法 5 編、国際私法 0 編、国際政治・外交史 2 編が選考対象論文に選定され、現在選考委員会による審査が行われていること。今年度研究大会はオンライン開催となったが、表彰式は同大会中に行う予定で準備を進めていること。

評議員より、どの大学からの応募が増えているか質問があった。兼原代表理事より、現在、選考委員会による審査中であり、投稿者についての情報のブラインド化を徹底する趣旨から、投稿者に関わる情報は慎重に扱いたく、現段階での回答は控えたいとの説明がなされた。

4 その他

古谷事務局長より、確定申告に関する事務委託について、以下のように報告がなされた。税務署の指摘により、2019 年、2020 年の確定申告が行われていないことが判明したこと。学会の全体としての事業収支は赤字であることから、税金は法人としての住民税に限定されており、これは会計部により納税されていたこと。しかし、2019 年度より学協会サポートセンターから学会支援機構に学会の事務業務を移行した際に、会計業務についてもいずみ会計事務所から学会支援機構に委託先を変更したところ、税務に関する業務が後者の業務内容に含まれていなかったことから、上記のような未申告の状況が発生したこと。2 年間未申告の場合は青色申告の権利を失うところ、いずみ会計事務所に対応を依頼し、2020 年の申告は期限前に完了したこと。さしあたり 2021 年度は、税務業務をいずみ会計事務所に委託するとともに、今後の会計分野の業務委託形式を学会支援機構とも協議し、必要であれば委託範囲を変更すること。

併せて、事務局として再発防止に十分注意するとの説明があった。

また評議員より、報道のあった小和田記念講座について、学会とも関わりのある話なので情報提供いただきたいとの発言があり、別の評議員よりその経緯や内容、今後の予定について情報の提供があった。

2) 議決事項

第1号議案 2020年度事業報告・決算の承認に関する件

古谷事務局長より、資料の各報告書に基づき、2021年度第1回理事会（通常）（2021年5月30日開催）にて承認された、2020年度事業報告および2020年度決算報告について、それぞれ説明がなされた。

2020年度事業報告については、新型コロナウイルス感染症の関係で、研究大会、アジアカップ模擬裁判大会、四学会国際会議などが中止或いは延期となったため、当初の計画通り実施できなかった内容もあったが、可能な事業はほぼ計画通り実施されたとの説明があった。

また2020年度決算報告については、同じく新型コロナウイルス感染症の関係で、支出・収入ともに例年より小さくなっているとの説明があった。具体的には、経常収益における受取補助金、および経常費用における研究企画・研究大会関係費、国際交流関係費、若手研究者育成事業関係費、管理費について、例年より額が大幅に減っており、正味財産期末残高が9300万円余りと、昨年より500万円ほど多くなった。しかし、他の項目については例年通り実施されており、会計上大きな問題はなかったと報告された。最後に、同決算報告について、監事による監査が行われ、適正な予算執行であるとの監査報告書が提出されているとの説明があった。

審議の結果、定款第22条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除くすべての評議員（11名）の賛成により、原案通り議決された。

【議決事項】定款第18条第2項(5)に基づき、2020年度事業報告および決算を承認する。

第2号議案 2020年度公益目的支出計画実施報告書に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、2020年度公益目的支出計画実施報告書について説明がなされ、内閣府への提出について諮られた。

2020年度末日の公益目的財産額が4700万円ほどとなっているが、現在の公益目的支出計画における完了見込み日である令和4年3月31日までに、その全てを支出することは不可能であるため、今年度中にこの見込み期限を延長する申請を行う予定であるとの説明があった。しかし、実施報告書にある事業内容自体は、例年と大きく変わるものではないと報告された。最後に、同報告書について、監事による監査報告が完了しているとの説明があった。

審議の結果、定款第22条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除くすべての評議員（11名）の賛成により、原案通り議決された。

【議決事項】定款18条2項(10)に基づき理事会より付議された、2020年度公益目的支出計画実施報告書を承認する。

第3号議案 理事の選任に関する規程第3条2項の改正に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、理事の選任に関する規程の改正が提案された。

本年9月の研究大会が全面オンラインで開催されることに伴い、理事の選任に関する意見聴取については、郵便投票の方式での実施を考えているところ、理事の選任に関する規程第3条2項が「前項に定める聴取は、理事改選の年度の前年度に開催される年次研究大会の開催期間中に、当該年次研究大会に参加した会員の5名以内の連記による無記名の意見表明によって行う。」と定めていることから、郵便投票による実施が不可能であることが説明された。そのため、第3条2項に「ただし、評議員会が別に決定する場合はこのかぎりではない。」との条文を加え、これを2021年6月20日から施行する改正の提案がなされた。

審議の結果、定款第22条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除くすべての評議員（11名）の賛成により、原案通り議決された。

【議決事項】 以下の通り、理事の選任に関する規程を改正することを決定した

理事の選任に関する規程

一般財団法人国際法学会評議員会

2013年6月17日

2013年9月11日改正

2015年6月21日改正

2016年4月10日改正

2021年6月20日改正

第1条（目的） この規程は、一般財団法人国際法学会（以下「当法人」という。）定款第28条第1項の規定に基づき、評議員会による理事の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（事業の継続性の考慮） 事業の継続性が必要であることに鑑み、評議員会は、改選前の理事のうち、少なくとも半数を再選することが望ましい。

第3条（会員の意見の聴取） 評議員会は、理事の選任に先立ち、人選について、当法人の会員（自然人に限る。以下この規程において同じ。）の意見を聴取するものとする。

2 前項に定める聴取は、理事改選の年度の前年度に開催される年次研究大会の開催期間中に、当該年次研究大会に参加した会員の5名以内の連記による無記名の意見表

明によって行う。ただし、評議員会が別に決定する場合はこのかぎりでない。

3 評議員会は、第1項に定める会員からの意見聴取の実施要領の決定を代表理事に委嘱するものとする。

4 代表理事は、聴取した会員からの意見を取りまとめ、これを評議員会に提出する。

第4条（被選任資格） 評議員会は、理事就任年度の4月1日において満30歳未満の者及び満68歳を超えた者を新たに理事として選任することはできない。

2 意見聴取の行われる年度の4月1日までに前年度までの学会費を完納していない会員は、理事の被選任資格を有しない。

3 前項に従った理事の選任を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員の生年月日及び会費納入状況を調査し、その結果を評議員会に報告することを求めることができる。

4 前3項の規定は、当法人の会員以外の理事（以下「外部理事」という。）については適用しない。

第5条（専門分野のバランス）当法人は、国際法、国際私法及び国際政治・外交史の3つの専門分野の会員により構成されていることに鑑み、理事の選任にあたっては、この3つの専門分野の理事のバランスに妥当な考慮を払うものとする。

2 前項の考慮を行うため、評議員会は、代表理事に対し、すべての会員が専門分野のいずれか一に属することの調査を委嘱することができる。

第6条（理事の選任） 評議員会は、第3条の規定により聴取した意見に妥当な配慮を払いつつ、理事を選任する。ただし、外部理事の選任については評議員会会長の推薦に基づき評議員会において行うこととする。

2 評議員会は、理事の欠員を補充する場合には、新たに当法人の会員の意見を聴取することなく、聴取した直近の意見に妥当な考慮を払いつつ補充する理事を選任することができる。

第7条（実施要領の代表理事への委任） 第3条第3項に定める場合を除き、評議員会は、この規程に基づく理事の選任に関して必要な実施要領の決定を代表理事に委嘱することができる。

附則 この規程は、2021年（令和3年）6月20日から施行する。

第4号議案 理事の選任についての会員意見聴取の実施に関する件

古谷事務局長より、従来意見聴取の方法については代表理事に委任され、具体的な実施規則と実施要領は理事会において決定されてきたところ、前号議案において説明されたように、本年の意見聴取方法は従来とは全く異なるものであることから、7月11日開催予定の理事会に諮る前に、その大枠について評議員会の了承を得たいとの説明があり、資料に基づき、具体的な実施方法の提案がなされた、

投票方法については、会員全員に投票を依頼し、無記名投票で次期理事候補を5名以内で記載してもらうこと、名簿については学会HPからパスワードを入力のうえアクセス可能とすること、新法人移行後は理事に世代代表としての意味合いは薄れていることから、従来のような年代別の名簿は作成せず、分野の記載にとどめることが説明された。またスケジュールについては、8月初めに会員に郵送される研究大会案内に意見聴取に関する文書を同封し、同時期から投票受付を開始すること、オンラインでの研究大会が終了してから約1週間後を投票期限とすること、締切から1か月以内に意見聴取委員会による開票作業が行われること、その結果については代表理事を通して評議員会議長に伝えること、意見聴取の結果は、得票者上位10名の氏名を50音順で学会HP上に公表することが説明された。

審議の結果、定款第22条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除くすべての評議員(11名)の賛成により、以下のように議決された。

議決後、兼原代表理事より、会員名簿の内容は郵便投票に不可欠の情報のため、今後改めて内容の確認・更新の依頼の連絡を、一斉メールとHP掲載により、会員に行う予定であることが補足された。

【議決事項】 本年実施される理事の選任に関する意見聴取の実施方法については代表理事に一任し、7月開催の次回理事会で決定される細則および実施要領に沿って実施することを承認する。

第5号議案 その他

【議決事項】 なし

最後に、本定臨時評議員会の議事録の記名押印につき、定款第25条により、中川評議員会会長並びに指名により桐山副会長がこれを行うにつき承認した。

以上をもって議案の審議が終了したので、13時45分に本評議員会を閉会した。

以上